

<p>第571号 2014年12月12日 共同実施を断念させよう</p>	<h1>東 学</h1>	<p>東京都学校事務職員労働組合 東京都新宿区高田馬場 3-14-14 03-3367-6783 東学 Web <a href="http://tougaku.net/">http://tougaku.net/</a></p>
--	--------------	---

## 中二階組織 = 都立学校経営支援センター 危険度Ⅲ放置 平成26年監査より

小中学校で共同実施を進めている都教委に、都立学校経営支援センターがある。  
都立学校経営支援センターは、事務の「共同実施」+αの組織として都教委が設置して長年たつものである。設立に当たり都立学校の事務室の職員を減らし、その業務の一部を移管している。

### 1. 監査で指摘

平成26年の東京都の監査で東部学校支援センターは、指摘を受けている。  
内容は、

墨田工業高等学校の外壁について、異常がないか定期的な診断を委託していた。その結果、「管理棟などの外壁が劣化し、第三者被害の可能性が2番目に高い「危険度Ⅲ」（都政新報12月2日より引用）の報告書が2部作成された。安全対策と補修の必要性があると判断された箇所があったにもかかわらず、2部とも東部学校支援センターに提出され、学校はそのことを知らず、安全対策を行えないまま指摘事項となった。

監査で指摘されたから良かったようなもので、いままで事故がなくて幸運としかいえないようがない。

### 2. その改善策

その改善策として、1部は直接、学校に送付するようにした、とのことである。今までなぜしていなかったのだろうか？現場でない中二階組織の抱える紺本的な問題が背景にあるとしか思えない。

### 3. 中二階組織 = 「共同実施」の危険性

この件は、都教委が、都立学校経営支援センターを設けなければ、起きなかったことであろう。中二階組織の存在により、現場が問題を把握できず、危険への対応ができなかったということである。都立学校経営支援センターに権限が集中し、その一方、現場の体制弱体化が招いた事態である。

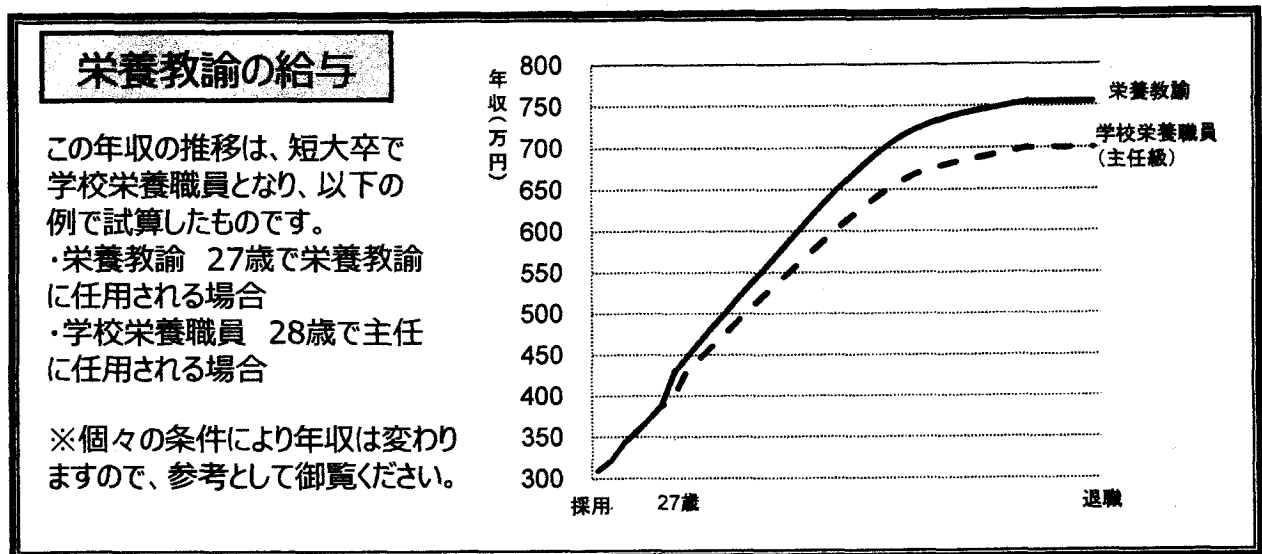
その都教委は、引き続き小中学校で「共同実施」をすすめて、危険を伴う現場体制の弱体化をはかっていくのであろうか？

## 番外 給与の謎（栄養教諭モデル給与の謎）

現在、東京都では栄養教諭への切替選考の募集が行われている。東京都では他県と違い栄養教諭の新規採用は行われていない。そのため栄養教諭の免許を持っていても、栄養士として採用された後、栄養教諭への切替に合格する必要がある。

今回、切替選考の受験資格、学校栄養職員としての在職期間が6年に引き下げられた。それを強調した選考の案内が行われている。

しかしそこには不思議な表が載っている。栄養教諭になった場合と学校栄養職員で居続けた場合の給与の比較表である。



①栄養教諭 27才で任用された場合

②学校栄養職員 28才で主任に任用された場合

①と②を比較して年収が徐々に広がり50万ぐらいになるというものである。

これは最短で栄養教諭になった場合の例であるが、東京では、栄養教諭は地区の食育のリーダーとしての配置であり、ポストはきわめて限られたものとなっている。そのため東京では、栄養教諭制度の創設を働きかけ実現した栄養士たちが栄養教諭にはなっていない。

その状況の中で、地区の食育リーダーである栄養教諭を27才などで任用したら現場の混乱は必至であろう。

また栄養教諭は、教諭や養護教諭と違い、主任栄養教諭が制度として存在しない。一方栄養士であれば、係長級（課長代理級）になれる場合もある。

参考として載せている給与（年収）の比較はそれらの経過、実情や制度を考慮していない。何が目的なのだろう。

不思議だな～続く